ほっかいどう 冬の節電・ゼロカーボン プログラム

令和７年（2025 年）11 月
北海道

ほっかいどう 冬の節電・ゼロカーボンプログラム

【目次】

1　基本的な考え方
(1) この冬のエネルギーを巡る情勢について　・・・・・・ 1
(2) 「ほっかいどう 冬の節電・ゼロカーボンプログラム」について　・・・・・・ 1

2　今冬の電力需給対策
(1) 国における今冬の電力需給対策　・・・・・・・ 2
(2) 北海道電力ネットワークによる今冬の電力需給対策　・・・・・・・ 2
(3) 道における今冬の電力需給対策　・・・・・・・ 3

3　電力需給ひっ迫時の対応と備え
(1) 非常時の対応
ア　需給ひっ迫への備え　・・・・・・・ 4
イ　大規模な停電が発生した場合　・・・・・・・ 6
(2) 非常時への備え　・・・・・・・・１１

別　紙　需給ひっ迫注意報・警報が発令された場合の各分野の節電の取組　・・ １３
参考資料１　冬季の省エネルギーの取組について　・・・・・・・ １８
［経済産業省資源エネルギー庁］
参考資料２　北海道地域電力需給連絡会について　・・・・・・・・ ２１
参考資料３　北海道節電・停電対策本部設置要綱　・・・・・・・・ ２２

別　冊　「大規模停電への備え」事例集

１　基本的な考え方

（１）この冬のエネルギーを巡る情勢について

昨今の燃料調達先の国際情勢の変化などにより、電気やガスなどエネルギー価格の高騰が続いている。国では、業界と連携し原燃料の安定的な確保に取り組むとともに、電気・ガス料金負担軽減支援事業により電気・都市ガス料金の値引きが行われるなど、様々な対策が実施されてきたところである。

また、国は、電力需給に万全を期すため、毎年、全国の電力需要が高まる夏（７月～９月）と冬（12 月～３月）の前に電力需給の検証を実施しており、このたび公表された今冬の電力需給見通しによれば、全国で安定供給に最低限必要な予備率３％を確保できる見通しとなっている。

北海道エリアの今冬の電力需給は、予備率３％を確保できる見通しとされたものの、冬場の北海道では、暖房を欠くことは生命の危険にもつながりかねず、万一、停電が発生した場合には、道民生活や交通、産業活動に関わる重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、冬季については備えに万全を期す必要がある。

さらに、国においては、こうした電力需給対策とともに、2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、ＧＸ（グリーントランスフォーメーション）の取組を加速化しており、道としても、「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた取組を着実に進めていくことが求められている。

（２）「ほっかいどう 冬の節電・ゼロカーボンプログラム」について

以上を踏まえ、道としては、今冬の電力需給対策や需給ひっ迫時の対応と備えについて取りまとめるとともに、これら対策の取組を通じてゼロカーボン北海道の実現に資するため、「ほっかいどう 冬の節電・ゼロカーボンプログラム」としてまとめ、家庭や産業、交通、インフラなど、それぞれの分野で実施できることを広く道民・企業の方々と共有する。

2　今冬の電力需給対策

（１）国における今冬の電力需給対策

国における今冬の電力需給対策は次のとおりである（令和７年（2025 年）10 月 31 日資源エネルギー庁公表）。国では、全エリアとも 10 年に一度の厳しい寒さを想定した電力需要に対し、最小予備率時において安定供給に最低限必要な予備率３％を確保できる見通しとしているが、今冬の電力需給の安定化に万全を期す観点から、企業・家庭向け省エネ支援策、効果的な省エネ行動をまとめた省エネメニューの周知広報などの対策を行うこととした。

【2025 年度冬季の電力需給対策】

（「今夏の電力需給及び今冬以降の需給見通し・運用について」（2025 年 10 月 31 日資源エネルギー庁次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会）より抜粋）

2025 年度の電力需給の見通し（冬季）

- 2025 年度冬季は、全エリアとも 10 年に一度の厳しい寒さを想定した電力需要に対し、最小予備率時において安定供給に最低限必要な予備率３％を確保できる見通し。
- ただし、一部エリアでは４％台と厳しい状況。異常気象や燃料調達先の国際情勢の変化、火力発電所の東京湾・太平洋沿岸への集中等、自然災害に対して脆弱な構造にあること等を踏まえると、電力需給は予断を許さない。

2025 年度冬季の電力需給対策

１．供給力対策
- 発電所の計画外停止の未然防止等の徹底
- 電源の補修点検時期の調整等
- 電力広域的運営推進機関による kW・kWh モニタリングの実施
- 再エネ、原子力等の脱炭素電源の最大限の活用

２．需要対策
- エネルギーコストの上昇に強い省エネ型の経済･社会構造への転換
  （企業・家庭向け省エネ支援策、効果的な省エネ行動をまとめた省エネメニュー）
- ディマンド・リスポンス（DR）の更なる普及拡大
  （工場等の DR 促進、家庭用蓄電池等の導入支援）
- 産業界や自治体等と連携した需給ひっ迫時における体制の構築

３．構造的対策
- 連系線の増強等の系統対策の推進
- 容量市場、長期脱炭素電源オークションの着実な運用による供給力確保
- 大規模災害等に備えた予備電源制度の継続的な検討
- 揚水発電の維持・強化、蓄電池等の分散型電源の活用
- 原燃料の調達・管理の強化

（２）北海道電力ネットワーク（一般送配電事業者）による今冬の電力需給対策

北海道電力ネットワーク株式会社は、国が示した今冬の電力需給対策に基づき以下の対応を行うこととなっている。

- 送変電設備の保守・点検の強化
- 「でんき予報」等による電力需給に関する情報発信
- 発電設備の計画外停止が重なるなど、万一電力の需給状況が非常に厳しい見通し（供給予備率が3%を下回る）となった場合、緊急の節電をお願いするため、あらかじめご登録いただいたメールアドレスに「需給ひっ迫のお知らせメール」を配信する。
- 今冬の電力需給の安定化に万全を期す観点から、国・電力広域的運営推進機関や各エリアの一般送配電事業者と連携して、今冬の電力の安定供給に向けた取組に努める。

（３）道における今冬の電力需給対策

今冬の北海道エリアにおいては、安定供給に最低限必要とされる予備率３％を確保できる見通しであり、道としては、国の電力需給対策（前記）を踏まえながら、省エネルギーやゼロカーボン北海道の取組とも連携し、次により無理のない範囲での省エネの取組を呼びかけていく。

①　道民・企業への普及啓発

（ア）省エネルギーの呼びかけ（参考資料１）

国が作成した「冬季の省エネルギーの取組について」を活用し、道民・企業に対し、取組を促す。

（イ）メディアを活用したＰＲ

道のホームページやブログ・ＳＮＳを活用し、省エネの呼びかけを行う。

（ウ）啓発資材の作成・配布

省エネに関するリーフレットを作成し、関係機関・団体等と協力して、市町村や事業所等に配布する。

②　具体的な省エネ行動の実践

脱炭素に向けたライフスタイル・ビジネススタイルの転換につながる取組を広く呼びかける「ゼロカーボン北海道チャレンジ！」や「ほっかいどう・省エネ３Ｓキャンペーン」の取組などにより、道民・企業の省エネ行動を促す。

（ア）北海道ゼロチャレ！家計簿

家庭からのCO2排出量を「見える化」するスマートフォンアプリ「北海道ゼロチャレ！家計簿」の利用を通じて、家庭からのCO2排出量削減につながる行動変容を促す。

（イ）北海道あったまろうキャンペーン

オフィスや店舗などの暖房時は適切な室温とし、心地良く過ごすことなどを呼びかけるキャンペーンを実施し、過度な暖房使用を控えながら暖かい服装などで快適に過ごす、脱炭素型ビジネススタイル・ライフスタイルへの転換を推進する。

（ウ）北海道地球温暖化防止活動推進員の派遣

地域のイベントや企業、学校などに、地球温暖化に精通し地域で活動する推進員を派遣することで、道民に地球温暖化の現状やその対策に関する知識を伝え、地球温暖化対策に向けた活動を促進する。

③　関係機関との連携

（ア）北海道地域電力需給連絡会（参考資料２）

今冬の電力需給見通しや関係機関の節電の取組などについて国や経済団体、産業団体等と情報の共有化を図る。

（イ）地域における連絡会

今冬の電力需給見通しや関係機関の節電の取組などについて各地域の連絡会構成員と情報の共有化を図る。

④　道が自ら行う節電の取組

道自らも、来庁者や職員に負担とならない範囲で次のような節電の取組を実施する。

・執務室、廊下・エレベーターホールの間引き消灯や昼休みの執務室消灯
・エレベーターの一部停止
・暖房時の室温管理
・ＯＡ機器の省電力設定、不使用時の電源プラグの抜去
・ナチュラル・ビズ・スタイル（省エネ・節電を強く意識した働きやすい服装で執務を行う取組）の実施　など

3　電力需給ひっ迫時の対応と備え

（１）非常時の対応

ア　需給ひっ迫への備え

国は、電力需給のひっ迫が見込まれる場合の準備を円滑に進められるよう、前々日に一般送配電事業者（北電ネットワーク）から「需給ひっ迫準備情報」を発信することにより注意喚起を行い、前日または当日に国から「需給ひっ迫注意報」、「需給ひっ迫警報」を発令することとしており、道では次のとおり対応する。

区分		概要	道の対応
前々日	需給ひっ迫準備情報	広域予備率が５％を下回る見通しの場合、北海道電力ネットワークが、前々日 18 時を目処に発信	・北海道節電・停電対策本部員へ情報提供し、注意報・警報の発令に備えた準備
前日	需給ひっ迫注意報	広域予備率が５～３％の見通しの場合、国が、前日 16 時を目処に発令	・対策本部での情報共有 ・市町村や関係団体への連絡 ・ホームページ、ＳＮＳ等による道民への周知 ・道自ら行う節電の取組
	需給ひっ迫警報	広域予備率が３％を下回る見通しの場合、国が、前日 16 時を目処に発令	

道は、「需給ひっ迫注意報」や「需給ひっ迫警報」が発令された場合は、北海道節電・停電対策本部（参考資料３）の開催などにより、速やかに庁内における情報共有体制を構築するとともに、関係機関と連携し必要に応じて応急的な体制整備を図る。

また、別に定める「電力需給ひっ迫時における連絡ルート」を活用し、市町村・関係団体への連絡を行い、更なる節電の呼びかけを行うとともに、道自らも徹底した節電に取り組む。

① 注意報・警報の発令に備えた準備

・庁内の各部等は、停電時に備えた連絡先リストを作成し、その内容を確認する。
　各連絡先は、停電時でも連絡可能な電話番号を登録したもの
　輻輳時に備え、可能な限り災害時優先指定電話を登録したもの
・道及び市町村において、停電時における庁舎機能や通信機能について事前に確認するなど、いつでも災害対策本部が機能するよう準備

＜確認が必要な災害対策本部機能の例＞
(a) 庁舎機能
・ 非常用電源設備の確認
　発電機やバッテリーなどの稼働範囲、稼働時間、燃料の補充体制について確認
・ 暖房設備の稼働確認と、機能しない場合の代替方法の確保
(b) 通信機能
・ 道（振興局）と市町村を結ぶ道防災通信設備（内線電話、IP 電話）の通信確認
・ 携帯電話、衛星携帯電話の所有・登録状況を確認
・ 停電時に利用可能な一般電話回線の確認
　（交換機用の非常用電源の有無、交換機を経由しない電話回線の有無）
・ 市町村においては、市町村防災行政無線、緊急速報メールなどの住民広報システムの作動確認

② 市町村等への連絡及び更なる節電の呼びかけ

・市町村や関係団体等にはメールなどにより、速やかに情報発信。
・市町村や団体を通じて、地域の住民や団体などに、更なる節電の呼びかけ。
・北海道経済産業局と連携し、関係団体や報道機関への連絡、ホームページやＳＮＳを活用して広く情報発信。

③ 各分野における節電のより一層の促進

「需給ひっ迫注意報」や「需給ひっ迫警報」が発令された場合の取組については、あらかじめ、北海道地域電力需給連絡会及び道の各部や振興局を通じて、別紙「需給ひっ迫注意報・警報が発令された場合の各分野の節電の取組」を周知し、発令時には各分野においてより一層の節電の取組を促す。

④ 道が自ら行う徹底した節電の取組

道自らも、平常時の取組に加え、次のような徹底した節電の取組を実施する。

・執務室、廊下・エレベーターホールの不要な照明の更なる減灯（必要最低限の点灯）
・エレベーターの稼働台数の半減、エスカレーターの停止　（警報発令時）
・可能な限り給湯設備の停止、給湯エリア使用自粛
・冷蔵庫、電気ポット、電子レンジ等の使用を原則禁止（警報発令時）　　など

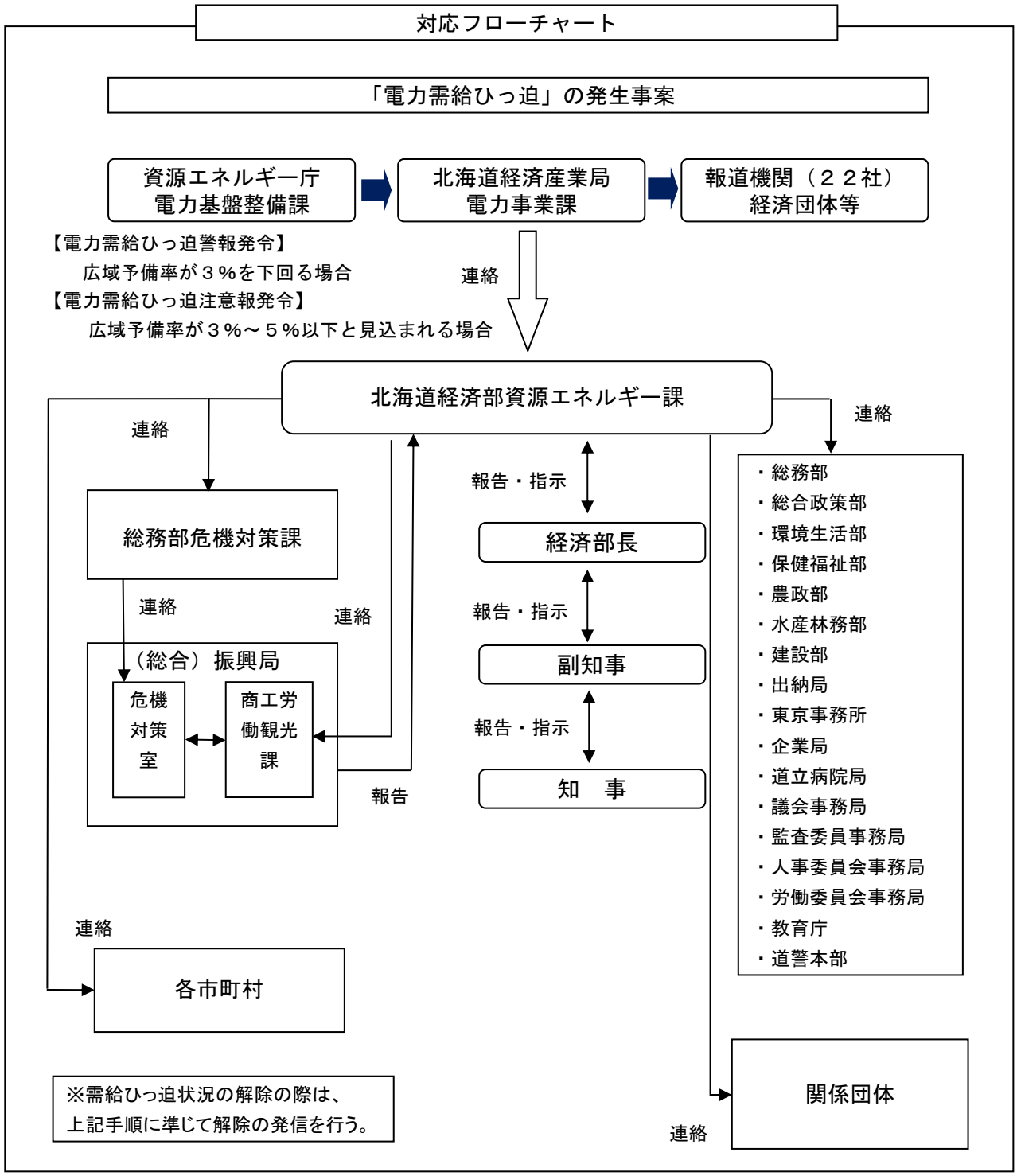

イ　大規模な停電が発生した場合

道は、令和元年５月に、平成 30 年北海道胆振東部地震災害検証委員会からの提言などを踏まえ、「北海道地域防災計画」を修正し、大規模停電に対する予防、応急対策を「大規模停電災害対策計画」として新たに規定した。

大規模停電が発生したときは、当該計画に基づき対応する（初動対応の流れは、「大規模停電事態　初動対応フローチャート」を参照）。

「北海道地域防災計画」第９章第８節　大規模停電災害対策計画

第８節　大規模停電災害対策計画

第１　基本方針

大規模停電災害により、道民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第２　災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

１　実施事項

(1) 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社

ア　電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」（※１）によって、両社一体となり災害予防措置を講ずるものとする。

イ　電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。

ウ　災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

(2) 北海道経済産業局

ア　電力に関する需給状況を鑑み、情報提供・節電要請等必要な取組を行うものとする。

(3) 北海道産業保安監督部

ア　電気事業法に基づく立入検査等を通じ、自主保安体制確立のための指導及び指示を行うものとする。

イ　電気事故の原因究明と分析を行い、未然・再発防止のための講習会開催やホームページ、関係機関を通じた広報・啓発を行うものとする。

(4) 北海道

大規模停電発生時に電源車の配備等、関係機関から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行う。

(5) 防災関係機関

ア　災害時における応急活動等に関し，あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

イ　非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。

ウ　道民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。

エ　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

オ　関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。

カ　大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(6) 病院等の重要施設

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

第３　災害応急対策

１　情報通信

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記１のとおりとする。

(2) 実施事項

ア　関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ　関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ　関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

２　災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第５章第３節「災害広報・情報提供計画」（※２）の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

市町村、北海道、北海道警察、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

(2) 実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

ア　停電及び停電に伴う災害の状況

イ　関係機関の災害応急対策に関する情報

ウ　停電の復旧の見通し

エ　避難の必要性等、地域に与える影響

オ　その他必要な事項

３　応急活動体制

(1) 市町村

市町村長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 北海道

知事は、大規模停電災害時、その状況に応じ第３章第１節「組織計画」（※２）の定めるところにより災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

ア　電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」（※１）によって両社一体となって災害応急対策を講ずるものとする。

イ　早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。

ウ　大規模な災害が発生し北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社のみで早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

4 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア　エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助

イ　火災発生に対する迅速な消火活動

ウ　医療機関との連携による円滑な救急搬送

5 医療救護活動

道は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施するものとする。

その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、第５章第 10 節「医療救護計画」（※２）の定めにより実施する。

6 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第５章第 13 節「交通応急対策計画」（※２）の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

(1) 北海道警察

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

(2) 道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた通行規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

7 避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第５章第４節「避難対策計画」（※２）の定めるところにより実施するものとする。

8 応急電力対策

(1) 緊急的な電力供給

ア　道は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した重要施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、関係市町村を通して、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成する。

イ　道は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社等の関係機関と協議の上、電源車等の配備先を決定する。

ウ　北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、イによる決定に基づき電源車等の配備を行うなど、道があらかじめリスト化した重要施設への電力の優先供給に努めるものとする。

(2) 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有してる被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

9 給水対策

市町村（水道管理者）は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

10 石油類燃料の供給対策

道及び市町村は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第５章第１８節「石油類燃料供給計画」（※２）の定めるところによるものとする。

11 防犯対策

北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

12 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第５章第６節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」（※２）の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

13 広域応援

道、市町村及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第５章第７節「広域応援・受援計画」（※２）の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

別記１　情報通信連絡系統図

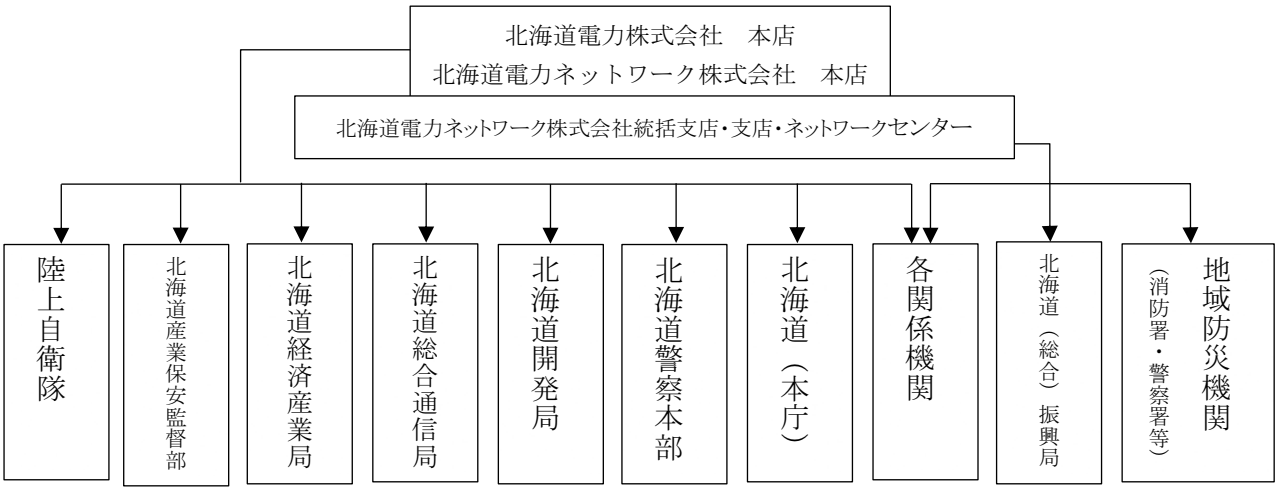

※上記のほか、北海道電力株式会社と北海道の管理職によるホットラインを設置

※１　（【URL】https://www.hepco.co.jp/info/info2025/1252773_2069.html　防災業務計画）

※２　（【URL】https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/bousaijyouhou_top.html　北海道地域防災計画（各章）　）

大規模停電事態　初動対応フローチャート

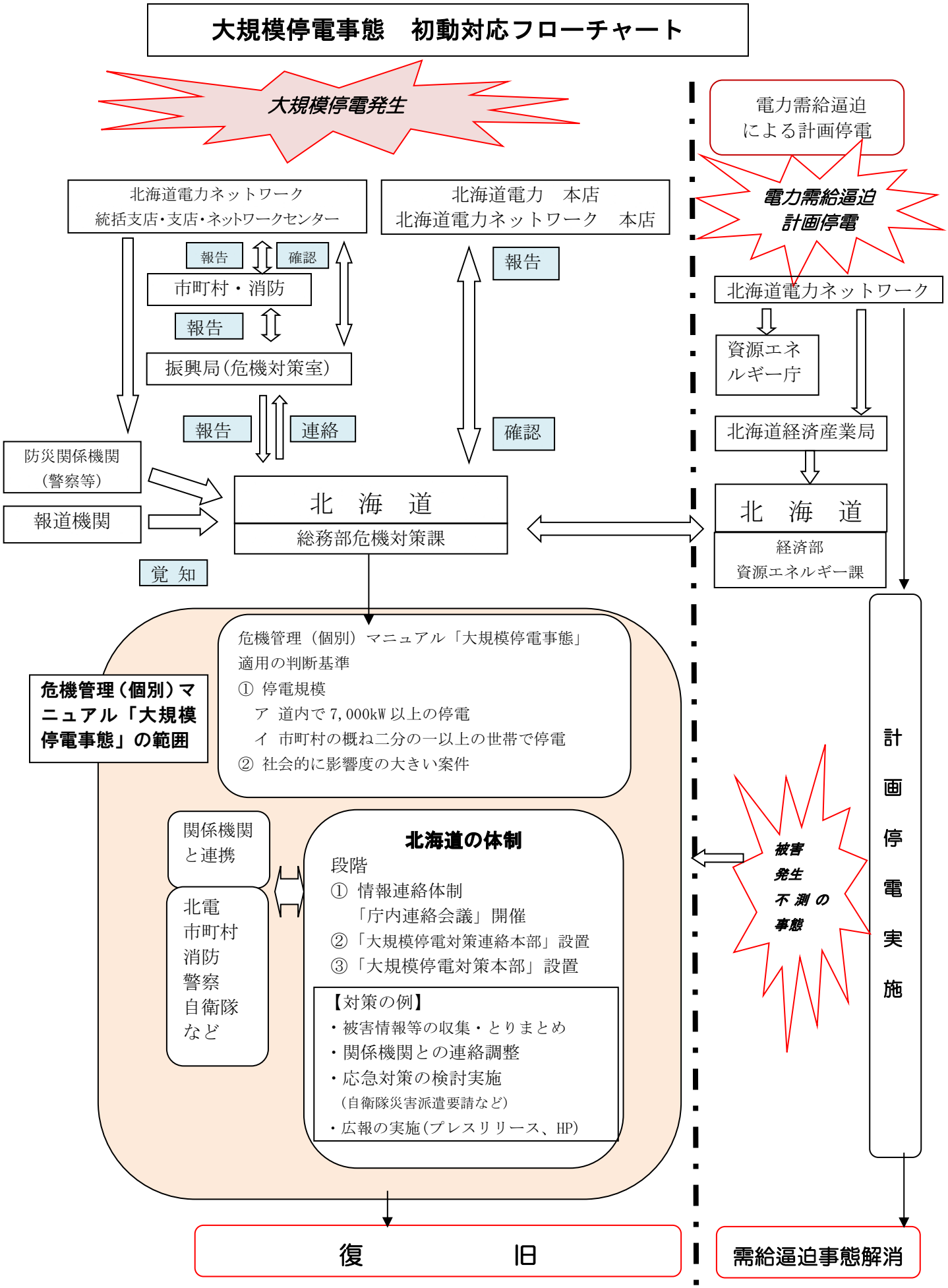

（２）非常時への備え

平成 30 年９月６日に発生した北海道胆振東部地震による大規模停電の教訓を踏まえ、非常時に向けた備えや対応ができるよう、生活や産業など関係団体や個別企業、行政機関等において、停電時に懸念される事象、今後の備えの例を以下に整理する。

区　分		懸念される事象	今後の備えの例
生活系分野	家　庭	○エレベーターや給水設備、オートロックシステム、インターホンの停止など	・集合住宅における住民の緊急連絡先の整備 ・自家発電機の設置、燃料残量の定期的な確認（一酸化炭素中毒のおそれがあるため、自家発電機や暖房器具を屋内で使用する場合は、十分な換気を行うこと） ・住宅用太陽光発電設備やコージェネレーションシステム等の設置 ・蓄電池・ＥＶ等の蓄電機能の整備
	医療・福祉	○医療機関や福祉施設における設備や機器等の停止（電子カルテシステムや人工呼吸器など診察・治療に必要な機器、給水設備、調理機器、照明設備、消防設備、エレベーターなど）	・乾電池で稼働するランタン及び予備電池の備蓄 ・非常食、紙皿等の備蓄 ・事業継続計画（ＢＣＰ）、緊急時の対応マニュアル等の整備、見直し ・自家発電機の設置、燃料残量の定期的な確認 ・コージェネレーションシステムの設置
	教　育	○学校照明、冷暖房設備、給食設備、トイレの排水、教育用機材等の設備停止や通信手段の遮断による保護者への連絡不通など	・臨時休業、休園の場合の連絡方法の整理と事前周知 ・登校、登園した幼児・児童・生徒への対応方法の整理 ・定期的な訓練の実施
産業系分野	農　業	○酪農・畜産業における設備や機器等の停止（搾乳機、生乳冷却用バルククーラー、家畜や家きん用の給水ポンプ、温度管理用の換気用ファン、飼料の自動搬送機など）	・自家発電機の設置、燃料残量の定期的な確認 ・配電盤の整備
	林業・木材産業	○木材加工製品の生産停止など	・ランタン、懐中電灯及び予備電池などの備蓄品の確保 ・自家発電機の設置、燃料残量の定期的な確認
	水　産	○冷凍・冷蔵施設及び貯氷施設の停止に伴う製品、原料の廃棄や海水取水施設の停止に伴う育成種苗のへい死など	・自家発電機の設置、燃料残量の定期的な確認 ・自家発電機の発電容量の増加
	製造業	○事務所機能、生産設備や機器の停止など ○食品加工業における原料の受入・保管・製品製造・出荷のサプライチェーンの停止、空気清浄機や排水処理システムの停止など	・自家発電機の燃料残量の定期的な確認 ・衛星電話などの導入も含めた通信機能の強化 ・非常時の燃料供給ルートの確保 ・簡易発電機の配置 ・自家発電機の設置や発電能力の増強
	商　業	○冷凍・冷蔵庫や会計レジ、店内調理器具、ホストコンピュータの停止など	・事業継続計画（ＢＣＰ）、緊急時の対応マニュアル等の整備、見直し ・簡易発電装置の設置 ・自家発電機や太陽光発電設備の設置

区　分		懸念される事象	今後の備えの例
産業系分野	観　光	○フロント業務への支障、客室を含む館内照明・空調、食材を保管する冷凍・貯蔵庫、トイレ・大浴場等への給水ポンプの停止など	・非常食、飲料水などの備蓄品の確保 ・事業継続計画（ＢＣＰ）、緊急時の対応マニュアル等の整備、見直し ・定期的な訓練の実施 ・自家発電機や太陽光発電設備（蓄電池の併設を含む）の設置
	金　融 サービス	○業務システム、ＡＴＭ、店内照明の停止など	・ランタン、懐中電灯及び予備電池などの備蓄 ・衛星電話などの導入も含めた通信機能の強化 ・事業継続計画（ＢＣＰ）、緊急時の対応マニュアル等の整備、見直し ・自家発電機の設置、燃料残量の定期的な確認
交通・インフラ系分野	交　通	○鉄道事業における踏切設備、駅舎などの照明、券売機などの設備、事務機器の停止など ○乗合バス事業における信号機の滅灯に伴う運行停止など ○空港施設における搭乗受付システム、保安検査場、ビル設備（自動ドア、照明、電話等）の停止など ○フェリー乗船者や車両の乗降に使用する連絡橋、ターミナル施設（自動ドア、照明、電話等）の停止など	・停電に備えた簡易照明（懐中電灯、ランタン）の確保 ・非常時に備えた訓練の実施 ・事業継続計画（ＢＣＰ）、緊急時の対応マニュアル等の整備、見直し ・簡易発電機の発電能力の増強 ・自家発電機の燃料調達に係る災害協定の締結
	上下水道	○取水ポンプ、送水ポンプの停止など ○下水処理場の処理機能停止や下水を汲み上げるポンプの停止など	・非常時に備えた訓練の実施 ・自家発電機の設置、燃料残量の定期的な確認 ・事業継続計画（ＢＣＰ）、緊急時の対応マニュアル等の整備、見直し
	エネルギー	○サービスステーションにおける、給油サービス設備、通信機能の停止など	・非常時に備えた訓練の実施 ・自家発電機の設置、地下タンクの容量の増量
	通信・放送	○基地局等の設備の停止、営業店舗の休止など ○放送機能、取材機能の停止など	・基地局バッテリーの早期交換 ・基地局バッテリー蓄電量の増強 ・自家発電機の設置、燃料残量の定期的な確認 ・非常時の燃料供給契約の締結（締結済の場合は、連絡系統の再確認）
	廃棄物処理	○廃棄物処理施設の停止など	・事業継続計画（ＢＣＰ）、緊急時の対応マニュアル等の整備、見直し ・非常時に備えた訓練の実施 ・自家発電機の設置、燃料残量の定期的な確認
	災害・危機対　応 （市町村）	○災害対応業務に必要なＯＡ機器、通信機器、道防災行政ネットワークシステムの停止など	・燃料残量の定期的な確認 ・無線機などの導入も含めた通信機能の確保 ・事業継続計画（ＢＣＰ）、緊急時の対応マニュアル等の整備、見直し ・非常時の燃料供給協定の締結（締結済の場合は、連絡系統の再確認） ・災害時に対応すべき業務範囲に応じた自家発電機の設置及び増強、燃料備蓄量の増強

別　紙

需給ひっ迫注意報・警報が発令された場合の各分野の節電の取組

道は、「需給ひっ迫注意報」、「需給ひっ迫警報」が発令される等、厳しい電力需給が見込まれる場合には、北海道地域電力需給連絡会及び道の各部や振興局を通じて、更なる節電の呼びかけを行うこととしている。

効果的な節電の取組の実施にあたっては、生活、産業、交通・インフラなど、多様な立場に置かれた道民や事業者がそれぞれの事情に応じた取組を実施することが重要であり、道は、次のような各分野における取組をあらかじめ例示した上で、発令時に節電の呼びかけを行う。

１　生活系

（１）家庭

不要な照明の消灯、省エネ家電への買い替え、家電製品の使用方法の見直しなど、各家庭の実情に応じた節電が促進されるよう、様々なチャネルを活用した、きめ細やかな呼びかけを行う。

【取組例】

■照明　不要な照明の消灯徹底

■家電製品　より省エネ効果の高い製品への買い換え、家電製品の使い方等の工夫

・テレビ ～ 視聴時間の短縮、照度調節、電源を切る
・冷蔵庫 ～ 設置場所の見直し（壁や暖房機器との距離）、扉の開閉回数の削減、扉の開放時間の短縮、ものを詰め込みすぎない、設定温度の調節
・洗濯機 ～ 洗濯回数の削減（まとめて洗う）
・電気炊飯器 ～ 保温をしない（残った分は冷凍庫で保管）
・掃除機 ～ 使用回数・時間の削減、弱での使用、集塵パックの取り替え
・パソコン ～ 使用時間の短縮、照度の調節、電源を切る
・ドライヤー ～ 使用時間の短縮（よくタオルドライしてから）
・アイロン ～ 使用時間の短縮（つけっぱなしにしない）
・電気便座 ～ フタを閉める、設定温度の調節
・スマートフォン ～ 照度の調節等、画面表示設定の適正化　　など

（２）医療・福祉分野

医療機関や社会福祉施設については、事務・管理部門等において、外来診療、入院・入所者の医療・療養上の機能維持に支障のない範囲での節電の取組、また、高齢者や障がいのある方々、在宅医療を受けている方々などについては、それぞれの事情のもと、無理のない範囲での節電の取組を呼びかける。

【取組例】

・照明器具をＬＥＤなどの省エネタイプに交換
・使用していないエリアの消灯の徹底、間引き照明の実施
・使用していないエリアの空調停止
・職員はエレベーターを極力使用しない
・ＰＣ等の不用・不急なものの使用を中止
・古い機器の入れ替えによる電力効率化を実施
・高効率設備（デマンド管理システム、ガスコージェネレーション等）の導入　　など

（３）教育分野

北海道教育委員会本庁、各教育局、道立学校等において節電対策に取り組むとともに、各市町村教育委員会及び私立学校設置者に適切な取組を働きかける。

なお、取組にあたっては、校長会等、教育関係団体との連携を図る。

【取組例】

・使用していない電気設備の電源オフの徹底
・教育活動に支障のない範囲での消灯を徹底
・職員会議やホームルームで節電への取組を周知

・冷蔵庫・冷凍庫（学校給食設備を除く）の節電　　など

（４）警察分野

北海道警察本部の本部庁舎や各方面本部、警察署庁舎において節電対策に取り組む。

【取組例】

・使用していないエリアや時間帯の消灯の徹底、間引き照明の実施
・ＯＡ機器等の待機電力の削減や省電力機能の活用
・室温を２０℃に設定、空調運転出力の抑制
・エレベーターの時間帯による間引き運行
・給湯設備の制御
・敷地内は人による除雪を励行し、ロードヒーティングによる融雪を制限
・暖房用温水ポンプの稼働台数を制限
・冷蔵庫の温度設定見直し、電気ポット等の最低限の使用、退庁時プラグを抜くなど徹底
・職員に対し、家庭など職場外における節電を励行するよう指示　　など

２　産業系

（１）農業分野

ア　酪農・畜産

振興局やＪＡなどの関係団体を通じ、生産農家へ節電の取組の呼びかけを行う。

【取組例】

・施設内の照明器具をＬＥＤなどの省エネタイプに交換
・稼働させる機器の時間帯を分散させ電力使用を抑制
・農業用電気機器を定期的に清掃し、運転効率を高める
・換気施設等は、可能であればインバーター制御や送風効率の高いものに変更　　など

イ　園芸集出荷施設

振興局やＪＡなどの関係団体を通じ、生産農家へ節電の取組の呼びかけを行う。

集出荷施設については、電気使用量を必要最小限とし節電に努める。

【取組例】

・施設内の照明器具をＬＥＤなどの省エネタイプに交換
・長時間使用しない農業機器等の電源オフ
・農業用電気機器を定期的に清掃し、運転効率を高める
・換気施設等は、可能であればインバーター制御や、送風効率の高いものに変更　　など

ウ　農地防災ダム

農地防災ダムの施設内外を含め必要最小限の点灯など、ダムの水象等の監視業務とは直接関係しない電気使用量を必要最小限とし節電に努める。

また、同様の取組について、市町村に対しても呼びかけを実施する。

エ　農業集落排水施設

農業集落排水施設管理者に、汚水処理施設内外の照明について必要最小限の点灯や換気装置の間欠運転など汚水処理に影響のない範囲での節電の取組を呼びかける。

（２）林業・木材産業分野

振興局や関係団体を通じ、木材加工業者等に道産木材・木製品等の安定供給に影響が生じない範囲での節電の取組を呼びかける。

【取組例】

・事務室、工場、倉庫などの照明器具をＬＥＤなどの省エネタイプに交換
・事務室、工場、倉庫などの使用していない電気設備の電源オフの徹底
・事務室の空調設備、照明、ＯＡ機器における省電力モードの設定

・電気機器類の定期的なメンテナンスの実施による運転効率の向上
・木材加工施設の生産ラインについては、稼働ロスを少なくし、より効率的に製品の生産が出来るよう生産ラインの点検を行う　など

（３）水産分野

振興局や関係団体を通じ、漁業協同組合や水産加工業者等に道産水産物・水産加工品などの食品の品質維持、安全・安心の確保に影響が生じない範囲での節電の取組を呼びかける。

【取組例】
・事務室、工場、倉庫などの使用していない電気設備の電源オフの徹底
・事務室、工場、倉庫などの照明器具をＬＥＤなどの省エネタイプに交換
・事務室の空調設備、照明、ＯＡ機器における省電力モードの設定
・電気機器類の定期的なメンテナンスの実施による運転効率の向上
・冷凍庫内の在庫管理をしっかりと行うとともに、温度設定に当たっては、外気温等も考慮しながら、過度な低温とならないよう温度管理を行う　　など

（４）製造業分野

振興局や関係団体を通じ、企業等に節電の取組を呼びかける。

【取組例】
・照明器具をＬＥＤなどの省エネタイプに交換
・不要または待機状態にある電気設備の電源オフ（帰宅時に完全停止）
・エネルギー監視システム等の導入
・コンプレッサー圧力の見直し
・高効率冷凍機・コンプレッサー等の導入
・使用していないエリアの消灯、蛍光灯の間引き
・冷蔵庫・エアコン等の設定温度の調整
・天井・壁・窓等の断熱対策　　など

（５）商業分野

振興局や関係団体を通じ、事業者に節電の取組を呼びかける。

【取組例】
・照明器具をＬＥＤなどの省エネタイプに交換
・ＯＡ機器等の待機電力の削減等や省電力機能の活用
・不要な電気のこまめな消灯
・店内基本照明、演出照明等の間引き
・店外照明（広告塔など）の消灯、間引き
・事務室等の空調設定温度の見直しや照明の削減
・冷凍、冷蔵ショーケースの一部消灯
・エスカレータ、エレベーターの一部運行停止
・冷蔵庫の開閉回数の削減、冷凍・冷蔵設備等の設定の細かな見直しや清掃・メンテナンスの徹底　　など

（６）観光分野

ア　宿泊業

振興局や関係団体を通じ、関連事業者に節電の取組を呼びかける。

【取組例】
・照明器具をＬＥＤなどの省エネタイプに交換
・客室以外の減灯
・エレベーター運転台数の削減　など

イ　スキー場

振興局や関係団体等を通じ、関連事業者に節電の取組を呼びかける。

【取組例】

・スキー客等の状況に応じたナイター営業の時間、リフト運転本数の見直し
・休憩所など周辺施設の節電
・予備電源等の活用　　など

ウ　観光イベント

振興局や関係団体を通じ、関連事業者に節電の取組を呼びかける。

【取組例】

・照明器具をＬＥＤなどの省エネタイプに交換
・イベント内容、規模等に応じて可能な限りの節電
・予備電源による開催　　など

（７）金融サービス分野

振興局や関係団体を通じ、金融機関に節電の取組を呼びかける。

【取組例】

・ＯＡ機器等の待機電力の削減や省電力機能の活用
・執務室照明の減灯
・ロビー照明の１５時以降消灯
・ウォームビズと室温設定の調節　　など

３　交通・インフラ系

（１）道路

ア　道路照明

安全性に配慮しながら、可能な範囲で対応する。

イ　ロードヒーティング

ロードヒーティングのきめ細やかな運転制御を行うなど、道路交通の安全の確保を第一に考えながら、可能な範囲で対応する。

（２）消防

各消防本部に節電の取組を呼びかける。

【取組例】

・ＯＡ機器等の待機電力の削減や省電力機能の活用
・執務室照明の減灯
・その他電気製品（家電製品）の使用抑制　　など

（３）地域交通

ア　バス

関連事業者に節電の取組を呼びかける。

【取組例】

・照明器具をＬＥＤなどの省エネタイプに交換
・営業所、作業スペース等での照明の減灯
・事務所での休憩時間の消灯
・ノー残業デーの実施
・ウォームビズの実施　　など

イ　鉄道

事業者等に、鉄道運行の維持に支障が生じない範囲での節電の取組を呼びかける。

【取組例】

・コンコース等照明の減灯
・電車内の照明の減灯
・オフィスや事業所等での照明の減灯　など

（４）空港

空港関係事業者に、旅客輸送に支障のない範囲での庁舎等の照明の間引き、電気機器等の節電などの取組を呼びかける。

なお、道管理空港（女満別・中標津・紋別・奥尻・利尻）については、空港脱炭素化推進協議会を通じて、関係事業者に節電の取組を呼びかける。

（５）河川

河川管理施設は通常無人であることを考慮し、機器の動作に影響を及ぼさない範囲で暖房温度の低減を図るなど、管理施設の節電に努める。

（６）港湾

各管理者や運航事業者などに、業務に支障のない範囲での施設等の照明の間引きや、電気機器等の節電などの取組を呼びかける。

（７）上水道

水道事業者及び水道用水供給事業者に、水道水の供給に影響のない範囲での設備や空調等の運転調整などの取組を呼びかける。

（８）下水道

下水道管理者に、下水処理に影響のない範囲での施設内外の照明の減灯など施設の節電の取組を呼びかける。

（９）道営住宅

各施設の指定管理者に、執務室の節電及び入居者への節電啓発について呼びかける。

（10）道立公園等

各施設の指定管理者に、執務室の節電及び施設利用者への節電啓発について呼びかける。

（11）通信

事業者に、通信サービスに支障のない範囲での空調機の温度調節や電気機器等の節電などの取組を呼びかける。

（12）廃棄物処理

一般廃棄物処理施設設置者に、廃棄物処理に支障がない範囲での不要な照明の消灯、機器・設備の停止などの取組を呼びかける。

（13）各種行政サービス

不要箇所の照明の減灯、パソコン等ＯＡ機器の省電力機能の活用、エレベーター稼働台数の削減等夏場において効果があったと考えられる取組について冬期において再度周知徹底を図り節電に取り組む。

（14）災害・危機対応

本庁舎等の災害拠点施設において災害対応に支障が生じない範囲で次の節電の取組を実施する。

【取組例】

・執務室での照明の減灯
・ＯＡ機器等の待機電力の削減等や省電力機能の活用
・その他電気製品（家電製品）の使用抑制　　など

参考資料１

冬季の省エネルギーの取組について

リーフレット版

（家庭向け・オフィス向け）

ご家庭の皆様

冬季の省エネ に取り組みましょう

全家庭で消費電力の１％を節電すると、毎日、コンビニ約２万店舗が
消費する電力と同程度のエネルギーが削減できます。

暖房の省エネ対策

- ☑ 重ね着をするなどして、無理のない範囲で室内温度を下げる。 省エネ効果 約2％
- ☑ 窓には厚手のカーテンを掛ける。 約0.7％
- ☑ 目詰まりしたフィルターを清掃する。 約0.7％
- ☑ 暖房は必要な時にだけつける。
- ☑ こたつや電気カーペットの設定温度は高すぎないようにする。

給湯の省エネ対策

- ☑ 入浴は間隔を空けずに入る。 省エネ効果 約5.6％
- ☑ お湯の出し過ぎに注意し、シャワー時間を短くする。 約1.9％

冷蔵庫の省エネ対策

- ☑ 冷蔵庫の冷やしすぎを避け（強一中）、扉を開ける時間を減らし、食品を詰め込みすぎないようにする。 省エネ効果 約1％

その他の省エネ対策

- ☑ 不要な照明は消す。 省エネ効果 約4％
- ☑ リビングや寝室の照明の明るさを下げる。 約1％

- ☑ テレビは省エネモードに設定し、画面の輝度を下げる。見ていないときは消す。 省エネ効果 約4％

- ☑ コンロの炎は鍋底からはみ出さないように、火力を調整する。 省エネ効果 約0.3％
- ☑ お皿を洗うときのお湯の温度を下げる。 約0.6％

※省エネ効果は１年間の家庭での電力使用量に対する省エネ効果の概算値で、地域・気候等による違いを考慮し入れた全国平均の値です。地域・時間帯により省エネ効果は変動します。
※省エネ効果は日立製作所ウェブサイトガイドメイン並びモデル住宅（一般モデル）を用いた年間の電力消費量の試算を元に算出した値です。地域・気候条件によって省エネ効果は変動します。

経済産業省では、企業・家庭向けの省エネ支援を強化しています。
企業には省エネ設備への更新や省エネ診断、家庭には高効率給湯器の導入などを支援しています。詳細は「省エネポータルサイト」をご覧ください。

省エネポータルサイト 検索

経済産業省
資源エネルギー庁
Agency for Natural Resources and Energy

事業者の皆様

冬季の省エネ に取り組みましょう

全オフィスで消費電力の１％を節電すると、
毎日、家庭約12万世帯が消費する電力と同程度のエネルギーが削減できます。

暖房の省エネ対策

- ☑ 重ね着をするなどして、無理のない範囲で室内温度を下げる。 省エネ効果 約３％
- ☑ 使用していないエリア（会議室、休憩室、廊下等）は、空調を停止する。 約２％

照明の省エネ対策

- ☑ 可能な範囲で執務室や店舗エリアの照明を間引きする。（省エネ効果は照明を半分程度間引きした際の数値） 省エネ効果 約８％
- ☑ 使用していないエリア（会議室、休憩室、廊下等）は、消灯する。 約３％

機器の省エネ対策

- ☑ 長時間離れるときは、OA 機器の電源を切るか、スタンバイモードにする。 省エネ効果 約４％

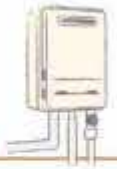

給湯器の省エネ対策

- ☑ 給湯器の温度を下げて、洗い物をしたり、給湯器を買い換える場合は、省エネタイプのものも検討する。

その他の省エネ対策

- ☑ 自動車を利用する場合には、エコドライブ10のすすめを実践する。（ふんわりアクセル、減速時は早めにアクセルを離す、無駄なアイドリングはしない等）

- ☑ 温水洗浄便座は可能な範囲で保温・温水の温度設定を下げ、不使用時はふたを閉める。

- ☑ 電気ポットを使わないときは、電源をオフにする。

※省エネ効果は一日当たりのオフィスでの電力使用量に対する省エネ効果の試算値で、熱帯・時間帯による違いを考慮し入れた全国平均の値です。地域・時間帯により省エネ効果は変動します。

経済産業省では、企業・家庭向けの省エネ支援を強化しています。
企業には省エネ設備への更新や省エネ診断、家庭には高効率給湯器の導入などを支援しています。詳細は「省エネポータルサイト」をご覧ください。

省エネポータルサイト 検索

経済産業省
資源エネルギー庁
Agency for Natural Resources and Energy

参考資料２

北海道地域電力需給連絡会について

１　設置目的

北海道経済産業局及び北海道は、北海道内において電力不足が懸念されることから、節電対策を関係機関と連携し推進するため、「北海道地域電力需給連絡会」を設置する。

２　主な活動

（１）北海道内の電力需給見通しを情報共有し、節電対策を行う。
（２）電力需給逼迫時の連絡体制を構築し、緊急時の節電対応を行う。
（３）効果的な節電方策について意見交換する。

３　構成機関（２３機関）

北海道経済連合会
（一社）北海道商工会議所連合会
北海道商工会連合会
北海道中小企業団体中央会
北海道商店街振興組合連合会
（一社）北海道中小企業家同友会
（一社）北海道機械工業会
北海道百貨店協会
北海道スーパーマーケット協会
日本チェーンストア協会北海道支部
（一社）日本ﾌﾗﾝﾁｬｲｽﾞﾁｪｰﾝ協会ＣＶＳ部会
（公社）北海道観光機構
（一社）北海道消費者協会
北海道農業協同組合中央会
北海道漁業協同組合連合会
北海道森林組合連合会
（一社）北海道建設業協会
（一社）北海道信用金庫協会
（一社）北海道信用組合協会
（一社）北海道医師会
（社福）北海道社会福祉協議会
北海道石油業協同組合連合会
北海道電力ネットワーク（株）

［主催］
北海道経済産業局
北海道

［オブザーバー］（２３機関）
北海道財務局
北海道厚生局
北海道農政事務所
北海道森林管理局
北海道漁業調整事務所
北海道運輸局
北海道開発局
北海道地方環境事務所
陸上自衛隊北部方面総監部
札幌市
北海道教育委員会
北海道警察本部
北海道市長会
北海道町村会
日本労働組合総連合会北海道連合会
（一社）北海道町内会連合会
（公社）北海道ﾏﾝｼｮﾝ管理組合連合会
（株）日本政策投資銀行北海道支店
北海道遊技事業協同組合
北海道ホテル旅館生活衛生同業組合
（一社）日本ホテル協会北海道支部
日本旅館協会北海道支部連合会
（一社）全日本ホテル連盟北海道支部

参考資料３

北海道節電・停電対策本部設置要綱

令和７年８月８日
経済部資源エネルギー局資源エネルギー課

（目的）
第１条　現下の電力需給の状況に対応し、節電・停電対策を一体的に推進するため、節電・停電対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

（所掌事項）
第２条　対策本部の所掌事項は、次のとおりとする。
（１）節電の取組の企画及び推進、施策の総合調整に関すること
（２）計画停電を含む停電の回避に向けた施策の推進に関すること
（３）その他、節電・停電対策の取組に関し必要と認めること

（組織）
第３条　対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
２　本部長は、知事をもって充てる。
３　副本部長は、副知事をもって充てる。
４　本部員は、別表１に掲げる職にある者をもって充てる。

（本部長及び副本部長）
第４条　本部長は、対策本部を代表し、事務を総理する。
２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長のうちから、本部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（運営）
第５条　対策本部の会議は、本部長が招集する。
２　本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に出席を求めることができる。

（幹事会）
第６条　対策本部に、その運営に関し必要な事項を協議するため、幹事会を置く。
２　幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
３　幹事長は、経済部資源エネルギー局資源エネルギー課長をもって充てる。
４　副幹事長は、経済部資源エネルギー局資源エネルギー課エネルギー政策担当課長をもって充てる。
５　幹事は、別表２に掲げる職にある者をもって充てる。
６　幹事会は、幹事長が招集する。
７　副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、副幹事長のうちから、幹事長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
８　幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に出席を求めることができる。

（庶務）
第７条　対策本部及び幹事会の庶務は、経済部資源エネルギー局資源エネルギー課において処理する。

第８条　この北海道節電・停電対策本部は、平成２９年７月２５日から起算して２年を経過するごとに、電力需給の見通しや電力供給不足に関する政府の対応等を勘案し、北海道節電・停電対策本部の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則

この要綱は、平成２４年６月２９日から施行する。
この要綱は、平成２４年１１月９日から施行する。
この要綱は、平成２５年９月２４日から施行する。
この要綱は、平成２６年５月７日から施行する。
この要綱は、平成２７年６月１５日から施行する。
この要綱は、平成２８年６月１０日から施行する。
この要綱は、平成２９年７月２５日から施行する。
この要綱は、平成３０年６月５日から施行する。
この要綱は、令和元年６月２８日から施行する。
この要綱は、令和２年４月２８日から施行する。
この要綱は、令和３年６月１日から施行する。
この要綱は、令和４年２月２日から施行する。
この要綱は、令和４年６月１日から施行する。
この要綱は、令和５年７月１８日から施行する。
この要綱は、令和６年５月１日から施行する。
この要綱は、令和７年４月１７日から施行する。
この要綱は、令和７年８月８日から施行する。

別表１（第３条関係）

本　部　員	総務部長兼総務部北方領土対策本部長、総合政策部長兼地域振興監、環境生活部長、保健福祉部長、経済部長、農政部長、水産林務部長、建設部長、会計管理者兼出納局長、総務部イノベーション推進監、総務部職員監、総務部危機管理監、総合政策部知事室長、総合政策部グローバル戦略推進監、総合政策部交通企画監、環境生活部アイヌ政策監、保健福祉部子ども応援社会推進監、経済部観光振興監、経済部食産業振興監、経済部ゼロカーボン推進監、経済部次世代社会戦略監、農政部食の安全・みどりの農業推進監、水産林務部森と海の未来づくり推進監、建設部建築企画監、（総合）振興局長、東京事務所長、企業局長、道立病院部長、議会事務局長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長、教育庁教育部長、警察本部総務部長

別表２（第６条関係）

幹　　事	総務部イノベーション推進局財産活用課保全担当課長、総務部危機対策局危機対策課長、総合政策部総務課長、総合政策部政策局参事、環境生活部総務課政策調整担当課長、保健福祉部総務課政策調整担当課長、経済部経済企画局経済企画課長、経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課長、農政部農政課長、水産林務部総務課企画調整担当課長、建設部建設政策局建設政策課政策調整担当課長、出納局総務課長、（総合）振興局産業振興部長又は産業振興部地域産業担当部長、東京事務所行政課長、企業局総務課長、道立病院局総務課長、議会事務局総務課長、監査委員事務局総括監査課長、人事委員会事務局総務審査課長、労働委員会事務局総務審査課長、教育庁総務政策局総務課長、警察本部総務部総務課長